

# 国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

基本的に日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。加入者は、職業などによって次の 3 グループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

## ○第 1 号被保険者

20 歳以上 60 歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。

## ○第 2 号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。

## ○第 3 号被保険者

第 2 号被保険者に扶養されていて、年収 130 万円未満の 20 歳以上 60 歳未満の配偶者の方です。

※会社を退職したときは、第 2 号被保険者から第 1 号被保険者への変更手続きが必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。

### 第 1 号被保険者

#### ▶加入手続

ご自身で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。



### 第 2 号被保険者

#### ▶加入手続

勤務先が行います。



### 第 3 号被保険者

#### ▶加入手続

第 2 号被保険者の勤務先を経由して行います。



【国民年金のご相談・お手続きについて】

徳島南年金事務所 ☎ 088 - 652 - 3114 または役場住民生活課 ☎ 77 - 3613